

# 「市街化調整区域における開発許可取扱い基準」の 一部改正（案）について

## 概 要

都市計画法の改正に伴い、市街化調整区域における社会福祉施設、医療施設及び学校（以下「公共公益施設」という。）については、許可を受けた場合にのみ立地が可能となります。

この都市計画法の改正に合わせ、本市の「市街化調整区域における開発許可取扱い基準」の一部改正をし、社会福祉施設、医療施設及び学校についての新たな許可基準を設けるものです。

## 改正基準（案）

法第34条第1号に基づく許可の対象となる公共公益施設は、当該開発区域の周辺の市街化調整区域に居住する者を主たるサービス対象とした下記の公共公益施設で、設置及び運営について関係部局と調整が図られたものであり、かつ、周辺住民の利便の用に供する適正な規模と認められるものとします。

なお、社会福祉施設の敷地面積は、3,000㎡以下であることとします。

## 記

- 1) 社会福祉施設 通所系施設である社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更正保護事業法第2条第1項に規定する更正保護事業の用に供する施設、保育所
- 2) 医療施設 通所系の診療所、助産所
- 3) 学校 幼稚園、小学校、中学校

## 施行期日

平成19年11月30日